

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）又は市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。）に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各校種における各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導、学級経営又はICTを活用した教育活動において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に原則として10年以上あること。ただし、経験年数が10年に満たない者であっても十分にエキスパート教員の資格があると推薦者が認める場合は、推薦可能とする。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。
- (4) 認定校種・認定分野の免許状を有していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。

2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」の意見を聞くものとする。

(認定期間)

第6条 エキスパート教員の認定期間は3年間とし、原則としてその都度更新をする。

2 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命される等、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除または凍結することができる。

- (1) エキスパート教員が副校長または教頭に任命された場合、教育委員会事務局に異動した場合は解除とする。
- (2) エキスパート教員が人事交流で県外の学校へ異動した場合、校種間異動をした場合、県外へ研修派遣となった場合は、凍結とする。ただし、小学校認定者が義務教育学校（前期課程）を指導する場合、または中学校認定者が義務教育学校（後期課程）を指導する場合は、凍結の扱いとはしない。

(3) エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。

3 既認定者が新たな認定分野で認定された場合の認定期間は、新たな認定分野の認定から3年間とする。

(推薦等)

第7条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

(1) 県立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校の校長

(2) 市町村立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会（市町村の組合立の学校にあっては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。）の教育長（以下「市町村教育長」という。）

2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書等（別紙様式1～8）を提出しなければならない。

3 市町村教育長は、市町村立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校の校長の意見を聴くことができる。

4 認定解除となった教諭を、再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。

5 前4項に定めるもののほか、エキスパート教員の推薦に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

この要綱は、平成26年10月30日から施行する。

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。